

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第238号)

平成15年4月8日

横情審答申第238号
平成15年4月8日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
るご質問について（答申）

平成13年8月29日市地振第173号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「口座振替払依頼書平成11年4月1日、口座振替払依頼書平成12年4月3日、支出命令書平成11年度53-1、支出命令書平成12年度100-7、口座振替払通知書（控）平成11年4月16日、口座振替払通知書（控）平成12年4月13日」の一部開示決定に対する異議申立てについてのご質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「口座振替払依頼書平成11年4月1日、口座振替払依頼書平成12年4月3日、支出命令書平成11年度53-1、支出命令書平成12年度100-7、口座振替払通知書（控）平成11年4月16日、口座振替払通知書（控）平成12年4月13日」において非開示とした情報のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「口座振替払依頼書平成11年4月1日（以下「文書1」という。）、口座振替払依頼書平成12年4月3日（以下「文書2」という。）、支出命令書平成11年度53-1（以下「文書3」という。）、支出命令書平成12年度100-7（以下「文書4」という。）、口座振替払通知書（控）平成11年4月16日（以下「文書5」という。）、口座振替払通知書（控）平成12年4月13日（以下「文書6」という。以下文書1から文書6までを総称して「本件申立文書」という。）」の開示請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年5月30日付で行った一部開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1)会長印の印影は、これを公にすることにより偽造されるなどして、また、(2)口座情報は、これを公にすることにより取引情報を把握されるなどして、当該団体の財産権が侵害されるおそれがあるため、条例第7条第2項第4号に該当する。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 市は助成金の使途も確認していない。市は助成金を町内会長指定の口座に振り込む。それ以降の金の流れについて、市はチェックしない。市がチェックしないのであれば、代行して市民がチェックする方法が残されてしかるべきであろう。その方法とは、「口座」に関しての情報の開示である。町内会長に公金が振り込

まれていることがわかれば、町内会員は、「その金額を個人的に使わないで全額町内会の経理に計上してくれ」とか、「口座名義人はすでに死亡しているのにどうなっているのか」など追及できる。

- (2) 本件文書は「市町内会連合会」という団体の情報であり、個人情報ではない。非開示理由に「 会長印の印影」とあるがその認識において誤りがある。正しくは会長個人ではなく、「団体代表者の印影」である。個人に振り込んだような市の認識であるから、公金を受け取った側も、あたかも自分個人に支出されたような錯覚に陥るのである。
- (3) さらに非開示理由に「 口座情報は、取引状況を把握されるおそれがあるため～」とあるが、それこそ前近代的認識である。「市町内会連合会」が商売をやっているなら「取引状況」という事態も生じようし、あるいは個人的な飲み食いが度を越し、差し押さえなどという恥ずべき事態が予測されるというならともかく、まず160万円がどこに振り込まれたかを公開するのは当然である。
- (4) 「口座名義人」の「団体名」まで非公開にする正当な理由があるのだろうか。「横浜市町内会連合会」に振り込むと市は言っているのだからそのとおりの名前が公開されるはずである。それとも違う名の団体に、地域振興協力費の名目で160万円を振り込んでもいいことになっているのだろうか。だとしても、団体情報であるから公開されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市は、地域住民組織である自治会町内会が行う、防犯灯の維持管理をはじめとした防犯活動、防災、環境美化、保健衛生活動など様々な公益性の高い活動による幅広い市政協力に対する謝礼という位置付けで、毎年、地域振興協力費の配布を行っている。

本件申立文書は、横浜市の自治会町内会組織の一つである横浜市町内会連合会に対して、実施機関が平成11年度及び12年度に支払った地域振興協力費に係る口座振替払依頼書、支出命令書（支出登録票を含む。以下同じ。）及び口座振替払通知書（控）であることが認められる。

文書1及び文書2は、地域振興協力費の振込先を指定するために、横浜市町内会連合会から実施機関あてに提出された口座振替払依頼書であり、取引銀行、口座番号、名義人（所在地、団体名及び氏名）、所在地、団体名、会長氏名及び会長印の印影等

が記録されている。

文書3及び文書4は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「規則」という。）第113条の規定に基づいて、平成11年度及び12年度の地域振興協力費を支出する際に作成された支出命令書であり、会計年度、主管局課、執行課、会計、予算科目、関連伺番号、金額、支払方法、支払期限、債権者名、執行内容、支払調書（金額、振込先金融機関、債権者住所、氏名、支払うべき事由、算出の基礎等）、決裁印、支払済印等が記録されている。

文書5及び文書6は、平成11年度及び12年度の地域振興協力費について、口座振替の方法による支払手続を行った旨を債権者に通知するために、規則第142条の規定に基づいて、実施機関が当該債権者あてに送付した口座振替払通知書の控えであり、振込先、種目、口座番号、金額、住所、口座名義人、請求書提出先、請求書内訳等が記録されている。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人等に関する情報及び横浜市町内会連合会の会長印の印影を、本号に該当するとして非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書に記録されている金融機関名、店舗名、預金種別及び口座番号についてであるが、横浜市町内会連合会の口座に関するこれらの情報を公にした場合、当該口座の預金残高や入出金状況を割り出し、不正引出しを行うことが技術的に可能であり、このような預金残高の調査等を売り物にしている調査会社等も数多く存在すること、また、他人の口座に一方的に振込みを行い、法外利息を要求する悪質な事件等も発生していることなどから、開示すると、第三者に悪用されて、当該団体の財産の保護に支障が生ずるおそれがあるものと考えられる。

したがって、本件申立文書に記録されている金融機関名、店舗名、預金種別及び口座番号は、本号に該当する。

エ しかし、本件申立文書に記録されている口座名義人の所在地、団体名及び氏名（フリガナを含む。以下同じ。）については、これを開示しても、前記ウで述べたような支障が生ずるおそれがあるとは認められず、本号に該当しないものとする。

オ また、本件申立文書のうち、文書 5 及び文書 6 の住所欄に記録されている住所は、債権者である横浜市町内会連合会の住所であり、これを開示しても、当該団体の財産の保護に支障が生ずるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

カ 次に、本件申立文書のうち、文書 1 及び文書 2 に記録されている横浜市町内会連合会の会長印の印影についてであるが、当該会長印は、横浜市町内会連合会の代表者印であり、当該団体の権利義務の変動に影響がある情報であるため、これを不特定の者に開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該団体の財産権が侵害されるおそれが否定できないことから、本号に該当する。

キ なお、実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が、条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当せず、開示すべきであると判断した具体的な部分は、別表に示すとおりである。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が非開示とした情報のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が、条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当せず、開示すべきであると判断した部分

該当文書	該 当 個 所
文書 1 文書 2	名義人欄に記録されている名義人の所在地、団体名及び氏名
文書 3 文書 4	振込先金融機関欄に記録されている名義人の団体名及び氏名
文書 5 文書 6	住所欄に記録されている債権者の住所 口座名義人欄に記録されている名義人の団体名及び氏名（フリガナを含む。）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 8 月29日	・ 諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年 9 月28日 (第 254 回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年 8 月23日 (第 276 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 15 年 1 月 10 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成15年 2 月21日 (第 7 回第二部会)	・ 審議
平成15年 3 月14日 (第 8 回第二部会)	・ 審議